



県議会報告



11月定例会で質問中

知事欠席の定例会

平成25年11月山口県議会定例会は11月27日から12月13日まで開かれました。今定例会は知事欠席、職務代理者設置という異常な状況下での議会でした。

山本知事は「過労」で10月28日に入院、という説明のまま議会欠席となりました。以降の症状については、議会でも一切説明は行われないうまま閉会となりました。

質問時間が短縮されたこともあり、今議会では3点について県の姿勢を質しました。

1 情報公開について

質問

特定秘密保護法ができること、岩国基地や上関原発に関する情報も秘密の厚い壁に阻まれて十分な情報提供がなされない恐れがあり、県として慎重審議を求めるべきではないでしょうか。

県政の調査や一般質問の準備のために特定の資料の提出をお願いすると、時々「情報公開請求をしてください」と言われることがあります。議員としての活動をしっかりと行うためには、県政に関する情報が迅速に提供されることが欠かせませんが、すべての公文書について開示請求をしなければ出していただけないのでしょうか。

答弁

特定秘密保護法が対象とする事項は、国の専管事項である外交・防衛などに関するものであり、国会の場ですっかり議論されるべきだと考えています。

公文書の開示は情報公開制度に則って実施

2 KC-130 空中給油機移駐について

質問

県の基本的考え方は、「普天間基地移設の見通しが立たない限り、先行移駐は認められない」とされてきましたが、これはどのような状態になることを意味するのでしょうか。

近く、岩国市長が受け入れ容認を表明すると予想されます。県は、以前より地元の意向を尊重するとしてきましたが、市長の受け入れ方針が明確になったら、その意向を尊重するお考えでしょうか。

答弁

県の考え方は、平成9年に受け入れを容認したときから「普天間基地の全面返還に係る諸条件が整う前の先行移駐は認められない」というものであり、これは「普天

・・・職務代理者とは・・・
地方自治法152条によれば、なんらかの理由により普通地方公共団体の長が職務を続けられなくなったときは、副知事又は副市町村長（以下、副知事等）がその代理をするとされています。
（藤部副知事の職務代理期間は代表・一般質問の期間だけでした）

とに判断し、できる範囲で対応させていただいています。

間代替施設が完成し、航空機移駐の目処が立つことであると考えています。なお、空母艦載機については、「普天間移設の見通しが立たない限り、先行移駐は認められない」という考え方で対応しています。
地元の意向だけではなく、県議会の意見を踏まえ、政府の対応を見極めた上で、県としての判断をしていきたいと考えています。

KC-130 空中給油機



3 漁業操業区域の問題

質問

岩国市の柱島3島と隣接する周防大島町の漁民との間で、ぼら囲さし網漁業をめぐる深刻な争いが起こっています。周防大島の許可証は大島と柱島両方の海域で漁業ができるのに、柱島の許可証は柱島海域に限定されているのは不公平ではないでしょうか。

許可権者として、山口県の漁業を預かる立場として、操業区域の見直しなどにより、今回の紛争を早急に解決すべきではないでしょうか。

答弁

操業区域については、ぼら囲さし網漁業は元々漁業権に基づき操業されていたもので、当時

漁業者が実際に操業していた区域を基本に定められています。平成24年度には、関係漁協や漁業者で構成する「ぼら囲さし網漁業検討委員会」を2回開催し、操業禁止区域の設定について協議・調整しています。引き続き自由に意見交換ができるように県として最大限の努力をしていきます。漁業は双方の漁業者が納得合意して進める必要があります



柱島漁港

議会直後の変心

12月13日に終わった議会の直後、県はKC-

130 空中給油機の受け入れを容認しました。私の一般質問に対して、「普天間の代替施設（つまり辺野古の新しい基地）完成前の岩国移駐はない」とはっきり答弁していたにもかかわらず、県民への裏切りも甚だしいです。



知事の病氣

知事席が空席で、主のいない異例の議会でした。もちろん新しい政策を打ち出すこともできず、答弁はこれまでを踏襲したもので

のばかりでした。議員からの質問では、病状を明らかにすべきとか、議会を欠席するほど公務に支障が出るなら、進退をはっきりすべきだという意見が出されました。



議会傍聴3首



寄稿

平成25年11月定例会を傍聴された平田・HOさんの作品

(カット写真は議会HPより)

君が立つ舞台をみんとて
西京に妻や友らと車走らす
檀上に主の姿は無けれども
進むべき道問う声響く
我が選びし人の凛とした
姿議場にさんぜんと照る

県道の改良



20年近くも片側通行が続いていた岩国市藤河地区の県道が、この度、両方向通行になりました。声を届ければ、長年の懸案も解決します。本当に良かったです。

県議会傍聴後の楽しみ

県議会の傍聴を終えてR262を防府へ向かう途中、あるパン製造工場のそばを通る。主婦に大人気のお店。

傍聴の一行も立ち寄る。この日は菓子パン8個でなんと116円、お味は正規品と同じで文句なし。ついつい買いすぎる方もおられるようですが、苦情は出ないとか。(ある方のブログより)

余話



毎日更新しています。感想や意見をお寄せ下さい。

ブログ 井原すがこの想い

<http://blog.goo.ne.jp/sugako31>



草の根事務所

〒740-0017
岩国市今津町2-17-20
TEL0827-21-9808 : FAX0827-21-9809